

## てつづ そうだん まどぐち 手続き・相談の窓口

せいど どうふけん していとし じょうれい  
この制度は都道府県・指定都市の条例に  
もとづいて実施されています。  
てつづ そうだん  
手続き、相談は、

- し くちょうそん  
●市区町村
- ふくしじむしょ  
●福祉事務所
- どうふけん していとし しょうがいふくしたんどうぶしょ どう  
●都道府県・指定都市障害福祉担当部署 等

う  
で、お受けしています。

## こじんじょうほう とりあつか 個人情報

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど じょうれい  
「心身障害者扶養共済制度条例」に基づき、都道府  
けん していとし し え かにゆうしゃ ほごしゃ しょうがい  
県・指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害のあ  
るかたおよび年金管理者の個人情報は、本条例の定める  
りようもくてき いがい しょう  
利用目的以外に使用することはありません。



どくりつぎょうせいほうじん ふくし い りょう き ころう  
独立行政法人 福祉医療機構

(2023年4月1日作成)

\*独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・  
廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。

## しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど 心身障害者扶養共済制度の ねんきん う 年金を受けている みなさま 皆様へ

ねんきんじゅきゆうしゃ ねんきんかんりしゃ  
年金受給者・年金管理者



しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど  
心身障害者扶養共済制度の  
てつづ など かん  
お手続き等に関する  
お知らせです

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど  
心身障害者扶養共済制度とは？

せい ど  
●この制度は…

しょうがい かた ほ ご しゃ そうご ふ じょ せいしん もと  
障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基  
ほ ご しゃ みずか せいぞんちゆう まいつきいっていがく  
づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額  
かけきん のうふ ほ ご しゃ まんいちしぼう  
の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡  
しょうがい かた しゅうしんいつてい ねんきん  
したときなどに、障害のある方に終身一定の年金  
しきゆう にんい かにゆう せい ど  
を支給するという任意加入の制度です。

ねんきんがく  
●年金額は…

- くち かにゆう ぼ あい げつがく まんえん ねんかん まんえん  
1 口加入の場合……月額 2 万円 (年間 24 万円)  
くち かにゆう ぼ あい げつがく まんえん ねんかん まんえん  
2 口加入の場合……月額 4 万円 (年間 48 万円)



ちゅうい  
注意

かくしゅ てつづ  
各種手続きは、  
わす ねが  
お忘れなくお願いします。

かくしゅ てつづ ねんきん かんり こんなん  
●各種手続きや年金の管理が困難な  
ば あい ねんきんかんり しゃ してい てつづ  
場合は、「年金管理者」を指定し、手続  
など かた きょうりよく  
き等をその方にご協力いただくことも  
できます。

ねんきん かくじつ うけと かくしゅ  
●「年金」を確実に受取るために、各種  
てつづ かなら おこな  
手続きは、必ず行ってください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど  
心身障害者扶養共済制度にかかる  
ねんきん かくじつ うけと  
年金を確実に受取りください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど しょうがい  
心身障害者扶養共済制度は、障害のあ  
かた ふ よう かにゆうしゃ かた  
ある方を扶養されていた加入者の方がお  
な ば あい しょうがい かた  
亡くなりになった場合などに、障害のある方  
しゅうしん ねんきん し はら にんい かにゆう  
に終身の年金が支払われるという任意加入  
せい ど  
の制度です。

ねんきん しきゆう  
年金が支給されるようになってからも、  
ねんきん つづ うけと てつづ げんきょうとどけ  
年金を続けて受取るための手続き (現況届  
など) をとらないと、すみやかに年金をお支  
はら ば あい  
払いできない場合があります。

かにゆうしゃ かた せい ど かにゆう  
加入者の方がこの制度に加入してい  
たいし おく と てつづ  
たご意思をお汲み取りいただき、手続  
きはお忘れのないようお願いいたします。

ねんきん かんり てつづ こんなん  
なお、年金の管理・手続きが困難に  
ば あい ねんきんかんり しゃ せい ど  
なった場合は「年金管理者」制度がありま  
すので「手続き・相談の窓口」まで、ご相談くだ  
さい。



このようなときは、すみやかに てつづ おこな お手続きを行ってください

まいとし がつ げんきょうとどけ ていしゅつ  
毎年5月、現況届を提出してください。

ひつようしよるい  
**必要書類**

ねんきんじゆきゆうけんしやげんきょうとどけしよ  
●年金受給権者現況届書

じゆうみんひよう うつ てんぷ ひつよう ばあい  
※住民票の写しの添付が必要な場合があります。

ちゆうい  
**ご注意**

ていしゅつ ばあい ていしゅつ う あいだ  
●ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、  
ねんきん さ と  
年金が差し止められます。

とどうふけん してい とし てつづ こと  
都道府県・指定都市によって、手続きが異なる  
ばあい  
場合があります。

ていしゅつ  
**提出  
あり**

ねんきん  
**年金  
ぞっこう  
続行**

ていしゅつ  
**提出  
なし**

ねんきん  
**年金  
さしとめ  
差止**

つぎ がいどう きかん ねんきん  
次に該当する期間の年金は  
しはら  
お支払いしません。

- ねんきんじゆきゆうしや しよざい ひとつき いじようふ あい  
年金受給者の所在が一月以上不明のとき
- ちようえきまた きんこ けい しよ けい しつこう う  
懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき
- にほんこくない じゆうしよ ゆう  
日本国内に住所を有しないとき

ねんきん  
**年金  
ていし  
停止**

○ このようなときは、すみやかに てつづ おこな お手続きを行ってください

けっこん なまえ  
結婚などでお名前が  
かわったとき

ねんきん う と  
年金を受け取っている  
きんゆう きかん へんこう  
金融機関を変更したい、  
または変更したとき

じゅうしょ  
住所がかわったとき

こうざ へんこう  
口座を変更したい、  
または変更したとき

ねんきんかんりしゃ してい  
年金管理者を指定したい、  
または変更したいとき

た ねんきんじゆきゆうしゃ  
その他(年金受給者が  
な  
亡くなったときなど)

とどうふけん してい とし て つづ こと ばあい  
\* 都道府県・指定都市によって、手続きが異なる場合がありますので、  
しょうさい とどうふけん してい とし そうだん かくにん  
詳細は都道府県・指定都市にご相談・ご確認ください。